

令和7年度採用 松野町職員採用試験（第2期）の実施について

松野町では令和7年4月1日採用の職員を募集します。

受験を希望される方は、この募集要項を熟読のうえ、申込期間内に必要書類を提出してください。

1 採用予定人員及び職務内容

番号	職 種	採用予定人数	職務内容
①	事務職	2名程度	本庁又は出先機関に勤務し、一般事務に従事する。
②	事務職 (職務経験者)		
③	土木技師	1名	本庁又は出先機関に勤務し、土木施工管理等技術的業務その他一般事務に従事する。
④	保育士	2名程度	保育園に勤務し、保育業務に従事する。
⑤	保健師	1名程度	本庁又は出先機関に勤務し、保健師としての専門業務その他一般事務に従事する。

※採用予定人員は、退職等の状況により変更となる場合があります。

2 受験資格

下記(1)の職種区分ごとの受験資格を有し、(2)の欠格事項のいずれにも該当しない者

(1) 受験資格

番号	職 種	受験資格
①	事務職	① 平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者 ② 高校卒業以上又は高校卒業と同程度の学力を有すると認められる者
②	事務職 (職務経験者)	① 平成2年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者 ② 高校卒業以上又は高校卒業と同程度の学力を有すると認められる者 ③ 令和6年7月末までの直近7年間中、民間企業等における職務経験が通算3年以上ある者
③	土木技師	① 平成2年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者 ② 高校卒業以上又は高校卒業と同程度の学力を有すると認められる者で、「土木」の専門課程を修了した者
④	保育士	① 平成2年4月2日以降に生まれた者 ② 保育士資格を有する者又は令和7年3月末までにこの資格を取得する見込みの者
⑤	保健師	① 平成7年4月2日以降に生まれた者 ② 保健師資格を有する者又は令和7年3月末までにこの資格を取得する見込みの者

※職員自らが地域協働の担い手として活動するために、松野町内に居住することを推奨しております。

(2) 欠格事項

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する者

3 試験の日時・会場及び内容

(1) 一次試験

【日時】 令和 6 年 9 月 22 日（日） ※開始時間は個別に通知します。

【会場】 松野町役場 本庁

【内容】

番号	職 種	試 験 内 容			
①	事務職	教養試験	事務適性検査	職場適応性検査	性格特性検査
③	土木技師	—	土木専門試験 事務適性検査		
④	保育士		保育士専門試験		
⑤	保健師		保健師専門試験 事務適性検査		

○職務経験者枠

番号	職 種	試 験 内 容			
②	事務職	職務基礎力試験	事務適性検査	職務適応性検査	性格特性検査

(2) 二次試験 ※詳細は一次試験合格者に個別に通知します。

【日時】 令和 6 年 11 月 23 日（土・祝） 予定

【会場】 松野町役場 本庁

【内容】 作文、面接

4 受験申し込み手続き

(1) 提出書類

- ① 松野町職員採用試験申込書（総務課備え付け・写真貼付）（町 HP からダウンロード可）
- ② 最終学校卒業証明書または卒業見込証明書
- ③ 保育士・保健師については、免許資格証の写し又は資格取得見込み証明書

(2) 提出先

〒798-2192 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸 343 番地
松野町役場 総務課人事係

封筒の表に必ず「受験申込書在中」と朱書きし、裏面に氏名を明記してください。

(3) 受付期間

令和 6 年 7 月 22 日（月） から令和 6 年 8 月 16 日（金） までの執務時間中
（郵送の場合、令和 6 年 8 月 16 日（金） 必着）

5 申し込み時の注意事項

- (1) 複数の職種・区分に重複して申し込むことはできません。また、受付後の職種や区分の変更はできません。
- (2) この採用試験に申し込みされた方は、今年度松野町が実施する採用試験に申し込むことはできません（会計年度任用職員採用試験を除く）。
- (3) 試験の結果が一定の基準に達しない場合は、最終合格者数が採用予定人数を下回る場合があります。
- (4) 職務経験について
 - ・ 職務経験には、正規、非正規は問いませんが、一事業所において週 30 時間以上の勤務時間で 6 月以上継続して就業していた期間が該当します。
 - ・ 複数の職務経験がある場合は通算することができます。ただし、同一期間に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つのみ通算できます。また、雇用契約等の期間が 6 月未満であっても、継続して就業した後に雇用期間が更新され、引き続き同一の職務に継続して従事した場合において合算して 6 月となる場合は、その期間を通算することができます。
 - ・ 休暇、休業、休職等のため、連続して 1 月以上職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は職務経験に通算できません。
- (5) 提出書類の記載事項等に不備のある場合は、書類をお返しすることがありますが、このために生じた申し込みの遅延などには責任を負いませんので、受験手続きには十分注意してください。
- (6) この受験に関する提出書類は、一切お返しいたしません。
- (7) 受験資格がないこと、提出書類の記載事項が正しくないことが判明したときは、合格や採用を取り消すことがあります。また、最終合格者の方で、令和 7 年 3 月 31 日までに受験資格を満たせないことが判明したときは、合格を取り消します。

6 給与等

給与は、松野町一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 11 号）等の規定により支給されます。条件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

※初任給は、職歴及び学歴等に応じて、一定の基準に基づき決定します。

7 採用予定日

令和 7 年 4 月 1 日

8 その他（問合せ・照会等）

受験手続きその他不明な点は総務課人事係までお問い合わせください。

[TEL:0895-42-1111](tel:0895-42-1111)

ホームページもご覧ください。

[URL:https://www.town.matsuno.ehime.jp/site/saiyou/](https://www.town.matsuno.ehime.jp/site/saiyou/)

